

告示

埼玉県告示第六十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条の規定による処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
令和三年一月二十二日午後三時三十分	株式会社ライフメリット	佐々木正明	埼玉県川口市三ツ和一丁目九番地二十九号

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館一〇三会議室